

令和7年9月4日

保護者の皆様へ

大田区立羽田小学校
校長 渡部 理恵子

自然災害（大規模地震と台風等）への初期対応について

自然災害(大規模地震と台風等)への初期対応につきまして、大田区教育委員会のガイドラインに基づき、本校でも下記のように定めております。児童の登校・下校に関しまして、対応をよろしくをお願いします。

記

暴風警報

1 暴風警報など発令された場合

- ①午前7時に、大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。(大雨警報、また暴風注意報はこれに当てはまりません。)
- ②下校時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、警報が解除されるまで、児童を学校で預かります。解除後に方面別の集団下校を実施します。なお、午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施します。(事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による妹や弟の引き取りも可能とします。)

※警報は、東京都・東京地方・23区西部・大田区などの区分で発令されます。

※警報が発令されていなくても、風雨が強く安全に登校できないと保護者が判断された場合は、自宅にて待機させ、風雨が弱まってから登校させるようにしてください。自宅待機させる場合は、電話でかまいませんので学校にご連絡ください。(この場合は、遅刻、欠席扱いとはいたしません。なお、電話が混み合う可能性があります、ご了承ください。)

※遅れて登校する場合は、保護者の付き添いをお願いします。

※学校待機とする場合は、【学校緊急連絡システム】メールでお知らせします。

2 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応について

(1) 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- ①午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、全区立小・中学校を臨時休業とします。
- ②①以外の場合は授業日とします。
- ③当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

裏面へ続きます。

(2)午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表されない場合
「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン(平成24年4月大田区教育委員会)」の対応とします。

(3)その他

台風等による自然災害の状況、鉄道の計画運休の状況に応じて、ガイドライン以外の対応が必要な場合は、教育委員会からの指示が入り次第、都度ご連絡いたします。

地震

1 震度5弱以上の地震が発生した時の初期対応

①児童在校中に大田区で震度5弱以上の地震が発生した場合、児童の安全を確保するため、保護者または代理人の方による児童の引き取りをお願いします。(事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による妹や弟の引き取りも可能とします。)

②保護者または代理人が児童を引き取りに来校するまで、児童を学校で預かります。

③児童在校中に、大田区で震度4以下の地震が発生した場合であっても、以下の場合は、児童を学校で預かり、児童の引き取りをお願いいたします。

- ・学校のライフライン(水道・電気等)が途切れた場合
- ・学校の周辺の建物、道路に被害が出た場合
- ・ほとんどの交通機関が運休した場合
- ・その他 教育委員会が指示した場合

④登下校中に大きな地震が起きた場合は、学校へ避難することを原則とします。(自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は、自宅に避難してもよいとします。)

2 地震発生後、固定電話や携帯電話が使えないことを想定した場合の伝達方法

○大田区 ↔ 地域 大田区デジタル防災行政無線
(屋外一斉放送)

○学校 ↔ 登録保護者 学校緊急連絡システム(メール)

【この件に関する問い合わせ】

副校長 大和田 智子
03-3741-5682